

質屋営業法の一部改正について

1 法改正施行日

令和6年4月1日（月）

2 標識の掲示義務

- (1) 定められた「標識」を営業所等の見やすい場所に掲示してください。
- (2) 事業者のウェブサイトに氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を掲載してください。
(一部除外規定あり（下記3参照）)

3 ウェブサイトによる掲載の除外規定

下記のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの氏名等の掲載は除外となります。

- (1) 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- (2) 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

問い合わせ先

広島県警察本部

生活安全総務課営業第二係

082-228-0110（内線 3038-3040）